

第5章 道路災害対策計画

第1節

道路災害予防対策

【本庁】危機管理部、土木部 【支所】経済土木課

【関係機関】

- ・国（磐城国道事務所）
- ・県（土木部、いわき建設事務所、小名浜港湾建設事務所）、
- ・県警察本部（いわき中央、東、南警察署）
- ・東日本高速道路㈱、協定締結先団体等
- ・（一社）いわき市医師会、（一社）いわき市歯科医師会、（一社）いわき市病院協議会、
（一社）いわき市薬剤師会

1 計画の目的

自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害を予防し、被害の拡大防止または軽減を図るための対策について定めるものとする。

2 予防対策

(1) 道路交通の安全確保

道路管理者、港湾管理者、漁港管理者（以下「道路管理者等」という。）及び県警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める。

(2) 道路施設等の整備（道路管理者等）

ア パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努める。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備に努める。

ウ 安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、橋梁等の破損、落石防止、法面对策、う回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施する。

(3) 連携体制の強化

ア 道路管理者等は、道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努める。

イ 県または市は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村等との応援協力体制の整備を図る。

ウ 県または市は、災害時応援協定に基づき迅速な対応が行われるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じて災害対応業務に習熟しておく。

(4) 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

(5) 防災情報通信網等の整備

市は、迅速かつ的確に災害情報等を周辺住民や防災関係者等に周知するため、移動系防災行政無線、衛星携帯電話、防災メール、緊急速報メールなど特性の違う複数の手段の情報伝達手段の導入、整備を図る。

① 移動系無線の整備

災害対策本部と災害現場や各避難所等との双方向通信手段を確保し、被害や避難状況などの情報を迅速かつ的確に収集、伝達するため、移動系防災行政無線を整備する。

② 衛星携帯電話の整備

災害対策本部と防災関係機関等との双方向通信手段を確保するため、衛星携帯電話を整備する。

③ 携帯電話のメール機能の活用

道路災害の発生や交通規制等の情報を市民等に迅速に周知または伝達するため、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）機能や防災メールにより配信する。

④ FMいわきへの緊急割込み放送の実施

（株）いわきコミュニティ放送との協定に基づき、道路災害の発生に伴う周辺住民等への避難指示等の緊急情報について、FMいわきへ緊急割込み放送を行う体制を整備する。

(6) 救助・救援及び医療救護体制の整備

市及び防災関係機関は、道路災害により多数の負傷者が発生した場合を想定し、救急・救助体制及び医療救護体制を整備し、被害の軽減を図るために必要な措置を講じる。

① 医療関係団体等の役割

医療機関及び医療関係団体等は、県、市、他の医療機関及び医療関係団体等と連携して、道路災害時における円滑な傷病者の受入や医療従事者の確保対策に努めるほか、医療器材や医薬品の確保に努める。

② 県の役割

- ア 救急医療連絡体制の確立（災害拠点病院の指定等）
- イ 救急救命士の救命技術の高度化
- ウ 緊急消防援助隊の受援体制の整備
- エ 医療器材等の供給に係る協定締結
- オ 福島県消防防災ヘリコプターの運用に係る連絡体制等の確立

③ 防災関係機関の役割

医療救護活動を迅速かつ的確に行うため、市、医療機関や市医師会等医療関係団体等が連携できるよう、平時から情報の共有を図り、協力体制の確立に努める。

④ 市の役割

ア 多数の負傷者が発生した場合を想定した救出体制を検討しておく。

イ 迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

ウ 医療機関との連携体制

多数の負傷者が発生した場合の救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、市医師会や市病院協議会等との連携により、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

エ 医療器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社福島県支部、市医師会等医療関係団体、関係業者等と連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

オ 広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、県内広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行うことができるよう体制を整備する。

カ 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、いわき市緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行うことができるよう体制を整備する。

(7) 防災訓練の実施

県、市、道路管理者等及び防災関係機関は、道路災害を想定した実践的な防災訓練の実施に努める。

(8) 防災知識の普及・啓発

道路管理者等は、道路ふれあい月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努める。

第2節

道路災害応急対策

【災対本部】 災対統括部、災対総合政策部、災対土木部、災対農林水産部、災対消防本部

【地区本部】 総務班、経済土木班、避難所班、消防班

【関係機関】

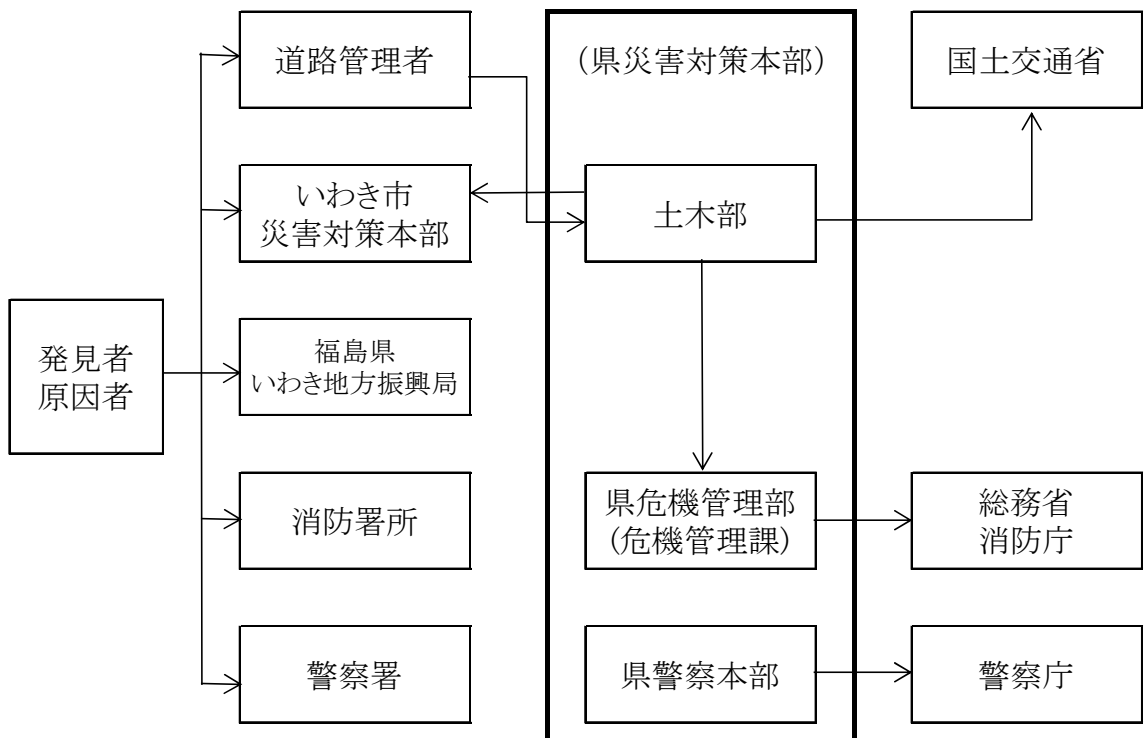
- ・ 磐城国道事務所、自衛隊
- ・ 県（危機管理部、いわき建設事務所、小名浜港湾建設事務所、いわき農林事務所）
- ・ 県警察本部（いわき中央、東、南警察署）
- ・ 協定締結事業者、（一社）いわき市医師会、（一社）いわき市歯科医師会、（一社）いわき市病院協議会、（一社）いわき市薬剤師会

1 災害情報の収集伝達

(1) 災害情報の収集

ア 道路災害対応に係る関係者相互の情報伝達系統については、以下の図による。

【道路災害情報伝達系統】



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

- イ 地区本部は、道路パトロール等の実施により発災初動期における被害情報を集約し、災対統括部に報告する。
- ウ 災対統括部は、災害対策本部で被害状況が十分把握できない場合であっても、ただちに第一報を別表1「消防庁への火災・災害等即報基準」(P18 参照)に準じ、いわき地方振興局を通じて県(危機管理課)へ報告する。また、別表2「消防庁への直接即報基準」(P20 参照)に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県(危機管理課)に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後も引き続き報告を行う。
- エ 消防本部は、初動時に多数の死傷者が発生した場合、その状況をただちに総務省消防庁及び県(危機管理課)に報告する。
- オ 災対統括部は、避難所を開設したとき、あるいは自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。

(2) 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン・公共交通機関に逐次周知する。

市民に対しては、次の方法により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達に努める。

- ア テレビのデータ放送(Lアラートの活用)
- イ ラジオ(FMいわきの緊急割込み放送を含む。)
- ウ 被災地から全国へ情報発信できるホームページの活用
- エ 携帯メール(緊急速報メールや防災メール)による情報伝達
- オ SNSを活用した情報発信

2 活動体制の確立

(1) 道路管理者等の活動体制

- ア 道路災害発生後すみやかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとる。
- イ 道路災害の被害状況や交通状況をすみやかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行うとともに、被害の拡大を防ぐため、う回路の設定、災対統括部広報班との連携のもと道路利用者等への情報提供等を行う。
- ウ 放置車両や立ち往生車両等により応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、管理する道路について区間を指定するとともに、運転者等に対し指定区間の外へ車両を移動するよう命じるものとする。
- エ 道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ福島県公安委員会に当該指定しようとする道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合は、事後にお

いて速やかに通知する。

オ 上記により区間を指定した場合は、ただちに当該指定区間内にあるものに対し、その旨を周知する。

カ 道路区間を指定した場合において、車両を移動するよう命じられた車両等の占有者等が当該措置をとらない場合、または運転者がいない場合は、道路管理者等は自ら車両の移動等を行うものとする。

キ 道路管理者等は、自ら車両の移動等を行った場合は、やむを得ない限度において生じた損失を補償するものとする。

(2) 県の活動体制

ア 災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、事前配備体制、警戒配備、特別警戒配備へ移行し、職員の動員配備を行うなど必要な措置を講じる。

イ 災害の規模または被害の状況等から、必要があると認める場合は、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置する。

(3) 市の活動体制

① 災害対策本部・地区本部の設置

ア 設置基準

市長は、市の地域で道路災害が発生し、必要と認めたときは、災対法第 23 条の 2 に基づく災害対策本部を、また道路災害の発生地域を管轄する支所には災害対策地区本部を設置する。

職員の配備体制と配備内容は、以下のとおりとする。ただし、災害の特殊性を考慮し、本部長の指示により配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

| | | 配 備 内 容 | |
|------------------|------------------|-------------------------|---|
| | | 配 備 時 期 | 参 集 職 員 |
| 配 備 体 制 | 警 戒 体 制 | 道路災害発生 の連絡を受 けたとき | 危機管理部長 危機管理部次長 危機管理課長 災害対策課長 部等非常連絡員（総合政策部、総務部、保健福祉部、こどもみらい部、生活環境部、土木部、教育委員会、消防本部） 危機管理部（危機管理課、災害対策課） 総合政策部（広報広聴課） その他各部長が指名する者 災害対策地区本部（総務班、経済土木班） |
| | | | 災害対策本部 各部各支所の連絡を密にし、災害対策本部第 1 配備体制に円滑に移行できる体制とする。 |

| | | | |
|----------------|---------------------|---|---|
| 第1 配備 体制 | 道路災害に伴い、避難指示を発令したとき | (上記に加え) 市長 副市長 総務部長 保健福祉部長 こどもみらい部長 生活環境部長 土木部長 教育部長 危機管理課、災害対策課の全職員 各部長が指名する者 地区本部長・副本部長及び各班長並びに避難所班員 | 道路災害の規模により、必要があれば地震・津波に係る災害対策本部の第2、第3配備体制に準じて災害対応に必要な職員を参集する。 |
|----------------|---------------------|---|---|

※ 災害対策地区本部については、道路災害が発生した地域を管轄する地区に限る。

イ 職員の参集時期

- a 警戒体制については、道路災害発生との連絡を受けたとき
- b 第1配備体制については、市長が必要と判断したとき

ウ 災害対策本部等の設置場所

- a 災対本部は、市役所本庁舎に設置する。
- b 本部長は、必要と認めるときは、現地対策本部を設置するものとし、副本部長の中から本部長が指名するものが現地対策本部長の任務にあたる。
- c 地区本部は、本庁舎または文化センター（平地区本部）若しくは各支所庁舎に設置する。

エ 廃止基準

市長は、災害復旧対策が概ね完了したと認められたときは、災対本部、現地対策本部及び地区本部を解散する。

オ 設置及び廃止の通知

市長は、災対本部、現地対策本部及び地区本部を設置し、または廃止したときは、県知事、防災会議構成機関及びその他関係機関にその旨を通知する。

カ 指揮命令の順位

災害対策を実施する上で、指揮命令権者（本部長：市長）が不在の場合は、次の順位により指揮命令を確立する。

- 第1順位 副市長（危機管理部担当）
- 第2順位 副市長
- 第3順位 代表監査委員
- 第4順位 教育長
- 第5順位 危機管理部長

キ 災害対策地区本部

地区本部長は、災害対策を実施する上で、緊急事態等で災害対策本部に連絡するいとまがないとき、あるいはできない場合は、自らの判断により応急対策を実施する。

地区本部長が不在の場合は、副本部長となる支所次長または消防署長等が指揮命令を行う。

ク 緊急時の措置

緊急に災害対策を実施しなければならない場合において、指揮命令権者の指示を受けられないとき、またはそのいとまがないときは、当該現場における最上席の職員の判断により実施し、事後、指揮命令権者に報告するものとする。

② 避難所の開設

市長は、災害の状況に応じて、施設管理者、自主防災組織等と協働で避難所の開設を行う。避難所に配備する職員は、本部長または地区本部長があらかじめ指示する職員とし、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所の開設、避難者の収容、負傷者の救護及び地区の被害状況の調査を行う。

③ 相互応援協力

市長は、市の消防力では十分な応急措置の実施が困難と判断したときは、応援協定締結自治体に対し応援を要請する。

④ 自衛隊の災害派遣要請

市長は、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要があると判断したときは、いわき地方振興局を經由して知事に自衛隊の派遣要請をするよう求める。

3 検索、救助・救急及び医療救護活動等

(1) 道路管理者等

消防本部、県警察本部等による救助・救出、消火活動に協力する。

(2) 県及び県警察本部

ア 市長から要請があったときは、消防防災ヘリコプターやドクターヘリによる搜索、救助、消火、偵察等を実施する。

イ 県警察本部は、道路管理者等や消防本部等と連携し、救出救助活動を行うほか、災害の拡大防止及び交通の確保のため、住民等の避難誘導、交通規制など必要な措置を講じる。

ウ 市長から要請があったときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

(3) 市

① 搜索、救助・救急及び医療救護活動

災対消防本部は、道路管理者等や県警察本部、消防団等と連携を図りながら、負傷者の搜索、救助を行う。

② 消火活動

災対消防本部は、火災発生の連絡を受けたときは、すみやかに火災の状況を把握して迅速に消火活動を行う。

4 交通規制措置

- ア 県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講じる。
- イ 県公安委員会は、災害応急対策を行うため緊急の必要があると認めるときは、現場周辺道路の管理者に対し、災対法第76条の7各項に基づく措置を講じるよう要請する。

5 危険物等の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し、またはそのおそれがあるとき、消防本部、県警察本部、道路管理者等は相互に協力して、ただちに防除活動、住民等の避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

(1) 道路管理者等

協定締結事業者等の協力も得ながら、すみやかに障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のため被災箇所以外の道路施設の緊急点検を実施する。

(2) 県警察本部

道路災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を実施する。

7 災害広報

市（災対総合政策部広報広聴班）は、県や道路管理者等と連携し、道路災害の状況、安否情報、道路の復旧状況、交通規制等のきめ細かな情報をテレビ（Lアラートを活用したデータ放送を含む。）、ラジオ（FMいわきの緊急割込み放送を含む。）、ホームページ、防災メール、SNS等の多様な手段を活用して伝達を行う。